

高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業（以下「支援助成事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して生活を送ることができるように、患者及びその家族の負担の軽減を図ることで、在宅における療養生活を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 第6条の規定による申請時及び第4条第1項各号に定めるサービスの利用時（以下「申請時及び利用時」という。）に高槻市内に在住し、高槻市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 申請時及び利用時に18歳以上40歳未満の者（ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療給付制度の対象となる20歳未満の者は除く。）
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る。）
- (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において、同様の助成等を受けることができない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- (2) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が在宅で生活するために必要とする、次の各号のいずれかに該当するサービス（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が提供するサービスに限る。）を利用する経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 法第8条第2項の訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項の福祉用具の貸与に相当するサービス
- (4) 法第8条第13項の福祉用具の購入に相当するサービス
- (5) 法第8条第24項の居宅介護支援に相当するサービス

2 前項各号のサービスは、第8条第1項の利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスとする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、対象経費の1か月ごとの合計額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）とし、対象者一人につき、ひと月当たり54,000円を限度とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている対象者については、助成金の額は、対象経費の1か月ごとの合計額の全額とし、対象者一人につき、ひと月当たり60,000円を限度とする。

(助成の利用申請)

第6条 支援助成事業を利用しようとする対象者（以下「利用申請者」という。）は、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第1号の意見書は、やむを得ない場合には利用申請書の提出日より後に提出することができるものとする。

(1) 高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業助成金にかかる意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 利用申請者は、利用申請書内で支援助成事業にかかる一切の手続を民法（明治29年法律第89号）第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1号の規定にかかわらず、支援助成事業にかかる手続を委任されているものとする。

(主治医の意見の聴取)

第7条 市長は、必要と認める場合には、利用申請者について主治医の意見を求めることができるものとする。

(利用決定及び通知)

第8条 市長は、利用申請書を受理したときには、速やかに支援助成事業の利用の可否を決定し、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業利用承認通知書（様式第3号）又は高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業利用不承認通知書（様式第4号）により、利用申請者に通知するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には、書類を全て受理した後に、又は前条における主治医への意見照会にかかる回答を受理した場合には、その受理後に支援助成事業の利用の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による利用決定をする場合、支援助成事業の利用期間の始期は、市長が利用申請書の提出を受けた日と意見書における判断年月日のうち遅い日とする。

3 利用決定の有効期間は、利用申請者が40歳に到達する日の前日までとする。

(利用変更等の申し出)

第9条 利用申請者は、支援助成事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に申し出るものとする。

(1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。

- (2) 支援助成事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(利用変更等の承認等)

第10条 市長は、前条に定める申し出があったときは、内容について審査し、同条第1号による場合は変更を承認し、同条第2号又は第3号による場合は、支援助成事業の利用を廃止するものとする。

(利用の廃止又は取消し)

第11条 市長は、利用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に定める申し出の有無にかかわらず、支援助成事業の利用を廃止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 症状の悪化等により支援助成事業を受けることが困難であると認められるとき。
- (2) 支援助成事業を利用することについて適当でないと認められるとき。
- (3) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(サービス提供事業者への依頼)

第12条 サービス提供事業者に対する依頼は、利用申請者が行うものとする。

(助成金の請求)

第13条 助成金の交付を受けようとする利用申請者（以下「交付申請者」という。）は、対象経費のうち、第5条で規定する計算方法により算出した助成金額を月単位でまとめて、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業交付申請書兼請求書（様式第5号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 対象経費にかかる領収書原本
 - (2) 対象経費とするサービスにかかる明細書原本（領収書原本と整合性がとれるもの）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請者は、交付申請書兼請求書を、第4条に定めるサービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに、市長に提出しなければならない。
- 3 交付申請者は、対象者本人又は第6条第2項に定める受任者とする。ただし、請求時に対象者が死亡しており、かつ同項に規定する委任を行っていない場合においては、対象者の配偶者、対象者と生計を同じくしていた遺族又は対象経費を負担した遺族とする。
- 4 市長は、第1項の規定により提出を受けた書類の記載内容に疑義がある時は、必要に応じてサービス提供事業者に照会し、補正できるものとする。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、次に掲げる事項を審査し、当該申請があった日から30日以内に助成金の交付の可否を決定するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
 - (2) 申請の目的及び内容が適正であること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、助成金の交付を決定したときは、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成

事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業助成金不交付決定通知書（様式第7号）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、助成金の交付を決定するに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 市長が助成金の交付の目的を達成するため、交付申請者に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたとときは、これらに協力すること。
 - (2) 法令、条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
 - (3) その他市長が必要と認める条件
- 5 市長は、予算の範囲内で交付決定をするものとする。

（申請の取下げ）

- 第15条 交付申請者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の取下げは、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業助成金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 第1項の取下げがあった場合は、当該取下げに係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。なお、当該取下げに係る助成金がすでに交付されている場合、または交付された場合は、交付申請者は速やかに助成金を返還しなければならない。

（実績報告、助成金の額の確定）

- 第16条 この助成金は、第13条第1項の交付申請書兼請求書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第14条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（助成金の交付）

- 第17条 市長は、第14条第2項の通知をした日から30日以内に交付申請者に助成金を交付するものとする。
- 2 前項により交付する助成金は、交付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。
- (1) 対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付申請者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による返還の命令（以下「返還命令」という。）は、高槻市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業助成金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 交付申請者は、前条第1項の規定による取消しにより、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付申請者の納付した金額が返還を求められた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた助成金の額に充てられたものとする。
- 3 交付申請者は、第1項に定める場合を除き、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、交付申請者が第1項又は前項の規定により助成金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

- 第20条 市長は、交付申請者が助成金の返還を求められ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該申請者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(譲渡等の禁止)

- 第21条 交付申請者は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(目的外使用等の禁止)

- 第22条 第4条第1項第3号に定める福祉用具の貸与又は同項第4号に定める福祉用具の購入に対する助成を受けた交付申請者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
- 2 市長は、福祉用具の貸与又は購入に対する助成を受けた交付申請者が前項の規定に反して福祉用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(理由の提示)

- 第23条 市長は、第18条第1項の規定による交付決定の取消し、返還命令その他のこの要綱に基づく指示をするときは、対象者に対し、その理由を示すものとする。

(調査等)

- 第24条 市長は、必要と認める場合には、利用申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴

取を行うことができる。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、支援助成事業にかかる事務の実施に必要な事項は健康福祉部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 意見書における判断年月日が令和8年5月31日以前かつ第4条に規定するサービスを令和8年4月1日から同年5月31日までの間に利用した対象者が、令和8年6月1日から同年9月30日までに利用申請書を提出する場合は、第8条第2項の規定にかかわらず、意見書における判断年月日に遡って支援助成事業の利用期間の始期とする。ただし、令和8年4月1日より前の日に遡ることはできないものとする。
- 3 2の場合において、対象者が死亡している場合の利用申請者は、対象者の配偶者、対象者と生計を同じくしていた遺族又は対象経費を負担した遺族とする。